

請第1号

現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出に関する請願

1 請願年月日 令和6年5月24日

2 紹介議員 前田 正治

3 請願者

4 請願の要旨 政府は、2024年(令和6年)12月2日以降は、新たな健康保険証を発行せず廃止する方針を決定しました。しかし世論の大きな反発を受け、岸田首相は「マイナンバーカードを取得しない人でも、保険料(税)を払っていれば保険診療を受けられる制度を用意する」と答弁し、デジタル庁・検討会が示した「中間とりまとめ」では、医療機関を受診する際は、マイナカードによるオンライン資格確認を基本とし「介護が必要な高齢者や子どもなど、マイナカードを取得していない人などが医療機関を受診できるよう、新たに資格確認書を発行する」とし、あくまで健康保険証は廃止する構えです。資格確認書の有効期間は最長1年、発行には本人の申請が必要であり、記載内容は健康保険証と同様の情報(氏名・生年月日、被保険者等記号番号、保険者情報等)となっており、健康保険証を廃止する特別な理由があるとは考えられません。

健康保険法では、保険料(税)を払っている被保険者から保険者に健康保険証発行の求めがあれば応じることが義務付けられています。保険者の責任で、健康保険証があまねく国民に届けられることは、国民皆保険制度の根幹であり大前提です。

デジタル庁の「中間とりまとめ」では、マイナカードの取得は「任意」で資格確認書も本人の申請に基づき「1年限定」となると、保険料(税)を適切に支払

っている被保険者でも申請漏れ等により、医療機関窓口で「資格喪失」や「無保険」扱いとなることが懸念されます。資格確認書を申請・交付する際の手間が新たに発生し、自治体窓口や各保険者の事務対応も増加するなど膨大な社会的コストが生じます。また、高齢者施設などではマイナカードを保管し、管理することは困難という声があがっています。

政府はマイナカード取得の「メリット」を強調しますが、取得や利用が困難な患者・高齢者・家族はさらなる負担となります。デジタル庁の調査でもマイナカードを健康保険証として利用申込するきっかけは、89.1%が「マイナポイントがもらえるから」で、「保険証利用にメリットを感じたから」はわずか10.9%です。これらのことから患者・国民は健康保険証を廃止し、マイナカードへの一本化を求めていることは明らかです。これまで同様、健康保険証は原則交付し、マイナカード利用は「任意」とする形がもっとも合理的であり、国民の多くが望まない健康保険証の廃止は中止すべきです。

以上の趣旨により、以下の請願を行ないます。

記

- 1 現行の健康保険証の存続を求める意見書を政府に送付していただくこと。